

燃やすの？ちょっと待って！

～一人ひとりがルールを守り住み良い環境づくり～

年末年始にかけて、どんどん出てくる大掃除や正月料理のごみ！
「庭先で燃やしちゃえ」とお思いのあなた！
ちょっと待って、ごみの野焼きは法律で禁止されています。

庭先や空き地などでのごみの焼却は、煙や悪臭、灰により近所の生活環境に被害をもたらすばかりでなく、ダイオキシン類発生の原因となります。**例外**を除き、家庭で出たごみは市の分別方法に沿って、ごみステーションに出してください。

事業者が行う野外焼却は、廃棄物処理法で定める**構造基準に適合した焼却炉**を使用する以外は禁止されています。なお、小型焼却炉（焼却能力200^{kg}/1時間または火格子面積2平方^m未満）については、平成14年12月1日の法律改正により、適合する構造基準が厳しくなりましたのでご注意ください。

問合せ 環境政策課 電話 055 949 6804
市民部地域振興課 電話 055 948 2903
大仁支所地域振興課 電話 0558 76 8002



焼却が可能な「例外」とは？

震災、風水害、火災、凍霜害などの災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

- ・防災訓練での消火練習用の焼却
- ・凍霜害防止のための稲わらなどの焼却

風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

- ・正月のしめ縄や門松などを燃やす行事
- ・塔婆（卒塔婆）の供養焼却

農林漁業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却

- ・あぜの草や下枝の焼却剪定

たき火など、日常生活の中で通常行われる焼却で、軽微なもの

- ・たき火
- ・キャンプファイヤー



例外の場合でも、廃ビニール・廃タイヤ・プラスチック類は焼却できません。また、近隣の生活環境に支障がある場合には、市から焼却の中止のお願いをさせていただきます。

「基準に適合した焼却炉」とは？

【焼却設備】

空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で、廃棄物を焼却できるものであること。

燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。

（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）

燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

【焼却方法】

煙突の先端以外から燃焼ガスがでないように焼却すること。

煙突の先端から火炎または黒煙を出さないように焼却すること。

煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。



来たれ！若者

消防団員募集

私たちも消防団活動に参加しています。

写真左から
渡辺樹一団員（大仁方面隊第4分団所属） 橋本光団員（伊豆長岡方面隊第7分団所属） 山田勇介団員（葦山方面隊第2分団所属） 3人とも入団1年目

伊豆の国市では消防団員を募集しています。東海地震が心配され地域防災の重要性が指摘される中、中心的役割を担う消防団員は残念ながら減少傾向にあります。ドイツやフランスなどの欧米にも消防団があり、多くの若者が活躍しています。相互扶助の精神が根付いているため、消防団は最も人気の高いボランティア活動の一つになっているようです。

資格 十八歳以上五十五歳未満の伊豆の国市民

*市内各分団の団員が、対象と思われる人がいる各家庭に勧誘に伺うことがあります。

消防団の活動内容

主な行事

- 四月 任命式
- 五月 操法大会 隔年開催
- 十一月 消防フェスタ
- 一月 出初め式

訓練内容

規律訓練、小型ポンプ操法、ポンプ車操法 など

主な活動

- 火災出動、水害等の災害出動、ポンプ車等の消防機材の点検、消火栓・防火水槽の点検、地域の防災訓練での指導、火災予防の啓発活動、夜警 など

第58回人権週間

12月4日(日)～10日(日)

法務省と全国人権擁護委員連合会は、国連で世界人権宣言が採択された12月10日を記念して、毎年12月4日(日)から10日(日)までの1週間を**人権週間**と定め、全国的な啓発活動を実施しています。

静岡地方法務局と静岡県人権擁護委員連合会では、本年度の啓発活動重点目標 **育てよう 一人一人の人権意識 思いやりの心・かけがいのない命を大切に** を強調事項とし、県内各所で人権尊重の理念を呼び掛ける各種行事を行います。

思いやりの心を持って、お互いの人権が尊重される社会をつくりましょう。

問合せ 福祉課 電話 0558 76 8006